

18 学部学科課程変更にともなつ学則改正の件認可

〔昭和九年三月〕

学則改正認可申請書
(注記¹)

(注記²) 本大学学則紙ノ通改正シ昭和九年四月一日ヨリ施行致度候ニ
ツキ御認可被成下度此段及申請候也

昭和九年二月二十四日

財団法人中央大学学長 原嘉道

文部大臣 鳩山一郎殿

(注記³)

学則改正理由

文部省ノ通牒ニ基キ師範学校、中学校高等女学校公民科教員無
試験検定ノ資格ヲ有セシムル為各学部ニ於テ学修科目ヲ追加ス
ル必要アルニ由ル

学則改正案

中央大学学則第九条各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間
数中随意科目ニ左ノ科目ヲ加ヘ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行

ス

第一 法学部

第一学年 倫理学(東洋) 二時間

第二学年 倫理学(西洋) 二時間

第三学年 経済政策 二時間

第一経済学部

第一学年 倫理学(東洋) 二時間

第二学年 倫理学(西洋) 二時間

第三学年 親族法

相続法

二時間

第三商学部

第一学年 倫理学(東洋) 二時間

社会学

二時間

第二学年 倫理学(西洋) 二時間

親族法

二時間

相続法

二時間

(別冊現行学則及改正案学則ヲ添付ス)

(表紙)

中央大学学則

第一章 総則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ

予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

(加筆)第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験

ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

(加筆)〔レ〕転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科

(「中央大学校舎全景」写真省略)

」

中央大学学則

専門学科部
〔加筆〕
〔改正案〕

大学記念日(七月八日)

(加筆)〔レ〕第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験

ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

(加筆)〔レ〕転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合

第二 経済学部

						第一 学 年		第二 学 年		第三 学 年	
						科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
第二 外国語	刑 法	行 政 法	社 会 学	哲 学	経 営 学 総 論	簿 記 学	選 択 科 目	憲 法	民 法	經 濟 史	經 濟 地 理
二	三	四	二	二	二	二		二	六	商 法	經 濟 原 論
第二 外国語	市 場 論	景 気 變 動 論	經 濟 事 情	応 用 簿 記	信 託 論	國 際 公 法	第一 外国語	農 業 政 策	銀 行 論	貨 幣 論	四
二	二	一	二	二	二	二	二	工 業 政 策	政 治 社 會 史	經 濟 學 史	四
第二 外国語	農 業 組 合 及 ヒ	農 村 問 題 及 ヒ	證 券 取 引 及 ヒ	及 国 際 金 融	國 際 金 融	法 (共 通 法)	第一 外国語	會 計 学 原 論	財 政 学	社 會 政 策	五
	二	二	二	二	二	二		經濟 演 習	政 治 学	交 通 政 策	四

						第一 学 年		第二 学 年		第三 学 年	
						科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
	商業 英 語	經 営 学 総 論	統 計 学	經 濟 原 論	商 業 史	經 濟 地 理	商 品 学	貨 幣 論	簿 記 学	民 法	憲 法
	二	二	二	四	二	二	二	二	六	商 法	二
商業 実 務	景 気 變 動 論	商 業 演 習	商 業 政 策	經 濟 事 情	銀 行 論	銀 行 會 計	保 險 学	外 国 為 替	會 計 学 原 論	民 法	五
二	一	二	二	二	二	二	二	一	二	商 法	四

(加筆)

選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法学部又ハ商学部ノ各科目ハ
第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第三 商学部

中央大学史資料集 第5集

正誤表をご確認ください

選択科目	商業英語	二
行政法	四	国際公法
刑法	三	経営学各論
(外、仏語ノ二語)	二	市場論
工業政策	二	信託論
応用簿記	二	証券取引及所論
(外、仏語ノ二語)	二	及原債監計
社会政策	二	及金融經濟論
(外、仏語ノ二語)	二	及原債監計

二 高等学校高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認メタル者

三 旧大学部卒業者及ヒ専門部卒業者但シ大正七年文部省令

第三号第二条第二項ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年文部省令第三号第二条第二項ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

ル

第十二条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ

相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ

於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差

出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金五円ヲ

納ムヘシ

第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条第二十二条第二

項又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此

ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在

学証ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第十一條 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ

一 予科卒業者

(加筆・貼紙)	
倫理学(東洋)	二
倫理学(西洋)	二
親族法	二
相続法	二

第十一条 学年ノ始ニ於テ関係学部長ノ許可ヲ受ケ其ノ学部又ハ

他ノ学部ニ属スル授業ヲ随意科目トシテ修学スルコトヲ得

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞

ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ

ルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届

出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二箇月以上修

学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保

証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十八条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ

得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証

人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又

ハ正当ノ理由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準

用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メ

タルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壱円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三個年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六個年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケヌシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ

在学期間ヲ計算ス

許スコトアルヘシ

第二十二条又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九条 隨意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十条 試験ハ敵業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ一学年金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月額金拾円岡ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金四十円)

第二期 九月(金四十円)

第三期 一月(金三十円)

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ観席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大 学 院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

シ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サシムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年以内月額金三十円以上金七十五円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ

得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルト
キハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第
三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学
期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如
シ

数 学	地 理	歴 史	第一 学 年	第一 予 科		第二 学 年	第三 学 年	科 目	時 間 数 授 業
				科	目				
二	二	三	国語、漢文	六	国語、漢文	五	国語、漢文	五	時 間 数 授 業
二	二	四	第一外 (英、独)	一〇	第一外 (英、独)	一〇	第一外 (英、独)	一〇	時 間 数 授 業
二	二	五	国語 (仏、英)	(二)	国語 (仏、英)	(二)	国語 (仏、英)	(二)	時 間 数 授 業
二	二	六	倫理	一	倫理	一	倫理	一	時 間 数 授 業

自然科学	二	自然科学	二
体操	二	体操	二
二体操	二	二体操	二
二	二	二	二
四	四	四	四

第二外国語ハ随意科目トス

第二 予 科

科 目	時 間 数 授 業	科 目	時 間 数 授 業	科 目	時 間 数 授 業	科 目	時 間 数 授 業	科 目	時 間 数 授 業	
		第一 学 年	第二 学 年	第三 学 年						
国語、漢文	五	国語、漢文	五	国語、漢文	五	国語、漢文	五	国語、漢文	五	時 間 数 授 業
倫理	一	倫理	一	倫理	一	倫理	一	倫理	一	時 間 数 授 業
第一外國語(英、独)	一〇	第一外國語(英、独)	一〇	第一外國語(英、独)	一〇	第一外國語(英、独)	一〇	第一外國語(英、独)	一〇	時 間 数 授 業
第二外國語(仏、英)	(一)	第二外國語(仏、英)	(一)	第二外國語(仏、英)	(一)	第二外國語(仏、英)	(一)	第二外國語(仏、英)	(一)	時 間 数 授 業
歴史	四	歴史	四	歴史	四	歴史	四	歴史	四	時 間 数 授 業
自然科學	二	自然科學	二	自然科學	二	自然科學	二	自然科學	二	時 間 数 授 業
體操	二	體操	二	體操	二	體操	二	體操	二	時 間 数 授 業
哲學	二	哲學	二	哲學	二	哲學	二	哲學	二	時 間 数 授 業
法制、經濟	二	法制、經濟	二	法制、經濟	二	法制、經濟	二	法制、經濟	二	時 間 数 授 業

第二外國語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之
ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ第一予科ニアリテハ中学校四年
終了程度第二予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ
上之ヲ許可ス

第一 予 科

一 中学校四年修了者

二 高等学校尋常科修了者

三 高等学校高等科入学資格試験合格者

四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者

者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 左ノ各号ノニ該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

一 中学校卒業者

二 高等学校高等科一年修了者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

不合格ノ科目總科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一年金百円トス左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り最初ノ月ニ在リテハ金十円其ノ他ノ月ニ在リテハ金九円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金三十五円)

第二期 九月(金三十五円)

第三期 一月(金三十円)

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ

之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ従フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘン

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ

ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ拳動アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ證明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為

スコトヲ要ス

第八章 懲 戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及び第三学年ノ学科課程、其ノ配当及び授業時間数ハ其ノ第二学年ニ属スル学生

ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍未従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、

商学ニ関スル学術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日 曜 日

大祭祝日

大学記念日（七月八日）

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学生以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第二十七条ニ定メタル試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第二章 専 門 部

第一節 学科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及び授業時間数左ノ如シ

科 目	第一学年		第二学年		第三学年	
	必修科目	時間数	科 目	時間数	科 目	時間数
法学 通論	二	行政法各論	二	相続法	二	親族法
憲法	二	物權法第二部	二	手形法	二	二
行政法總論	二	債權各論	三	保險法	二	
民法 總論	三	刑法各論	二			
物權法第一部	二	商行法 為總則	二	海商法	二	
債權總論	三	民事訴訟法第 一編	二	以下 民事訴訟法第六編	二	
(刑法 政策 ヲ含ム) 総論		乃至 民事訴訟法第二編				
經濟學	二	民事訴訟法第 二編	二			
外國語	六	刑法 訴訟法	二			
倫理、心理	二	二	二			
論理、心理	二	二	二			
外國語	六	民事 演習	二			
外國語	六	刑事 演習	二			
外國語	六	哲學 概論	二			
外國語	四	外國語	二			
法 制 史	二	二	二			
社會學	二	二	二			
法 制 史	二	二	二			
國際公法	二	二	二			
財政學	二	二	二			
(和議 法 產 法 ヲ含 ム)		(國 際 私 法 ヲ含 ム)				
(法 律 學 史 哲 學 ヲ含 ム)						

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

		第三 商学科			
科 目	科 目	科 目	科 目	科 目	科 目
必修科目					
法学通論	二	民法	法	二	商法
民法	四	商法	法	二	会計学原論
簿記学	三	銀行会計	二	原価計算及ヒ監査	二
商品学	二	外國為替税	二	財政学	二
経済地理	二	保険学	二	交通政策	二
商業史	二	貨幣論	二	社会政策	二
経済原論	四	銀行論	二	商業事情	二
統計学	二	経営事情	二	経営学各論	二
商業通論	二	景氣変動論	一	所証券及ヒ証券取引	二
商業算術	二	経営学総論	二	商業実務	二
商業英語	二	商業政策	二	珠算	二
論理、心理	二	市場論	二	商業英語	二
英語	四	英語	二	哲学概論	二
	英語	倫理	二	英語	二
隨意科目					
独語又ハ仏語	二				
独語又ハ仏語	二				
独語又ハ仏語	二				
独語又ハ仏語	二				

教 育 学	二	教 授 法	二
第二学年ニ於ケル「教育学」及ヒ第三学年ニ於ケル「教授法」ハ実業教員志願者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス			

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

正科生ノ入学資格左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト
同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ詮衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアシ受験料ハ金五円トス

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金五円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十二条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添へ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金三円ヲ納

ムヘン

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ^(マ)変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十六条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間闕席シ又ハ正当ノ事由ナク一個月以上闕席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十二条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上^(マ)経過シ改悛ノ情願著ナルモノト認メタルトキハ持ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十三条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコ

トヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条　或ル科目ニ付三個年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六個年ヲ超ユルコトヲ

得ス、試験ヲ受ケシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ現定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条　随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条　試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条　入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金三円ヲ納ムヘシ

第三十条　授業料ハ一学年金七十七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ム
ヘシ但シ当分月割金七円宛分納スルヲ妨ケス

第一期 四月(金三十円)

第二期 九月(金三十円)

第三期 一月(金十七円)

第三十一条　学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条　在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス
第三十三条　授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ納付スヘシ

第三十四条　納付シタル授業料ハ返付セス

第六節 給費生及ヒ特待生

第三十五条　学長ハ学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条　給費生ニハ當該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ當該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条　給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事實アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十八条　学長ハ学生中學術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ當該学年間年額金三百円以内

ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ

従フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ

差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ

毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ

直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ

ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ

疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコ

トアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ

研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ

留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚

ホ深邃ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科

目ヲ專攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法

訴訟法 國際法 政治学 経済学 財政学

商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院

又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等ノ学力アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其ノ他ヲ

別科生トス

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十二条ノ規定ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金三十三円トス学年ノ始

又ハ入学ノ際一時ニ之ヲ納ムヘシ第三十条但書及ヒ第三十一条乃至第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場各ニ依リ

更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ卒業論文ハ二人以上ノ指導

者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ試験ニ合格シ法学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部法学士ト称シ経済学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部経済学士ト称シ商学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部商学士ト称スルコトヲ得

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ著ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ逕滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ

証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為

スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第一学年及ヒ第三学年ノ学科課程及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍未從前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年試験ニ於テ從前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

〔裏表紙〕

一一一

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四
昭和九年一月 中央大学

(注記1) 「昭和九年二月廿八日／戊学第一、四七一号／東京府経由」
(注記2) 「文部省／東專77号／昭和9・3・1」

(注記3) 「六」(簿冊内件名番号)

(注記4) 「要記入」「スミ」

(注記5) 「116」

(注記6) 「完結」「回付月日／三月一六日／検定一部」
(注記7) 「記録掛／9・4・9／受領」

(注記8) 「下札」

〔種別 わ一ノ四／連繫／登録追加 / (有原) 件名 東京府進達 中
央大学々則中変更認可／番号 東專七七／結了年月日 昭九、三、
二六／保存年限 ムキ／枚数 冊1、4〕

昭和九年二月二十四日申請学則中変更ノ件認可ス
年月日

中央大学

〔自大13年5月至昭22年3月
中央大学第5冊〕
文部省印 3A, 9-2, 109

(備考)

公民科無試験検定資格ヲ得シムルタメ各学部ニ夫々必要学科
目ヲ加フ